

株式分割に関する基準日設定公告

2024年3月17日

株主各位

東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号
株式会社大塚商会
代表取締役社長 大塚裕司

当社は2024年2月1日開催の取締役会において、2024年4月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2024年3月31日（日曜日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的な基準日は2024年3月29日（金曜日））と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2024年4月1日付をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の67,716万株から135,432万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は2024年4月下旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
- 2024年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の特別口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00~17:00（土日休日を除く）